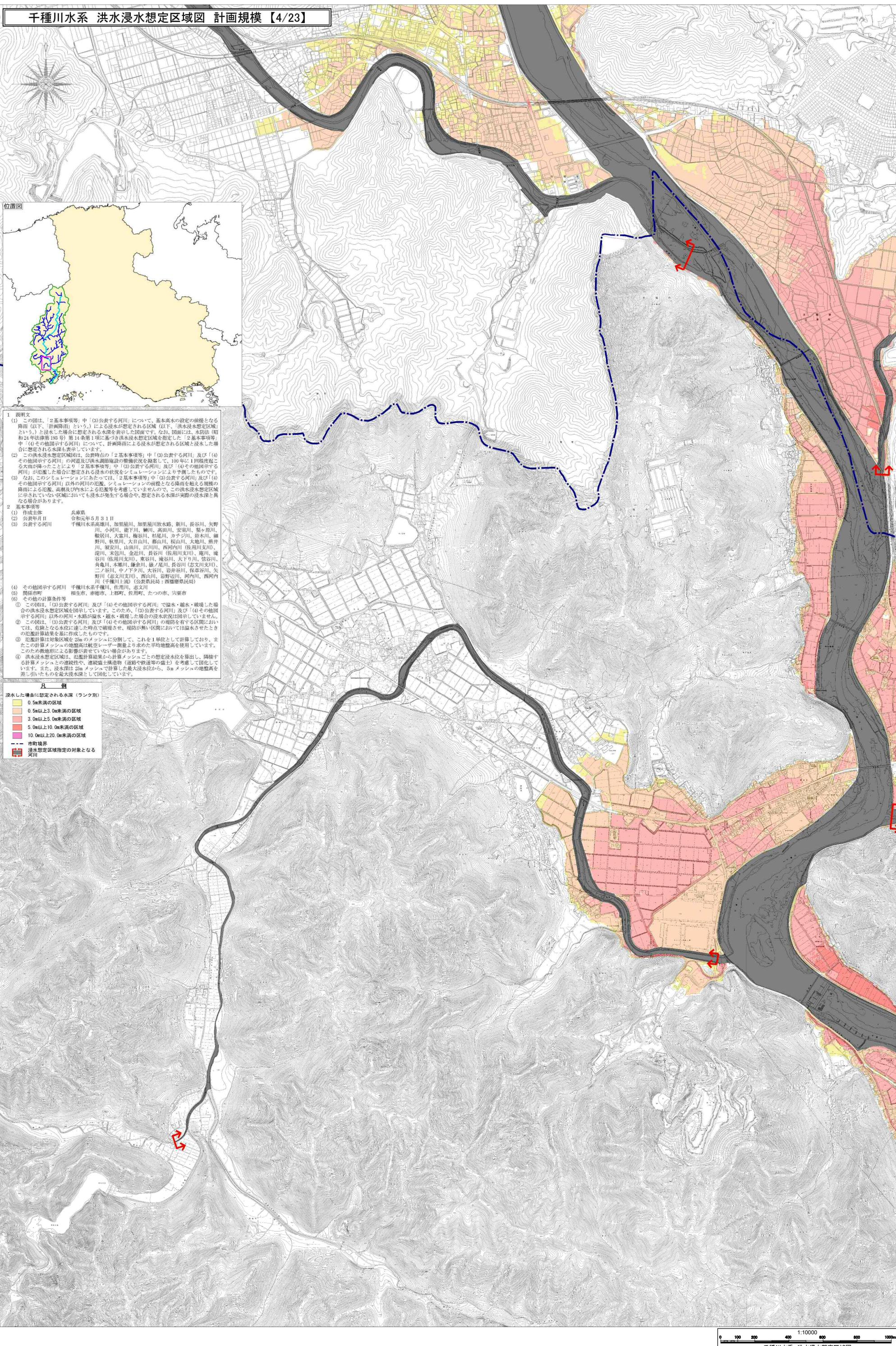
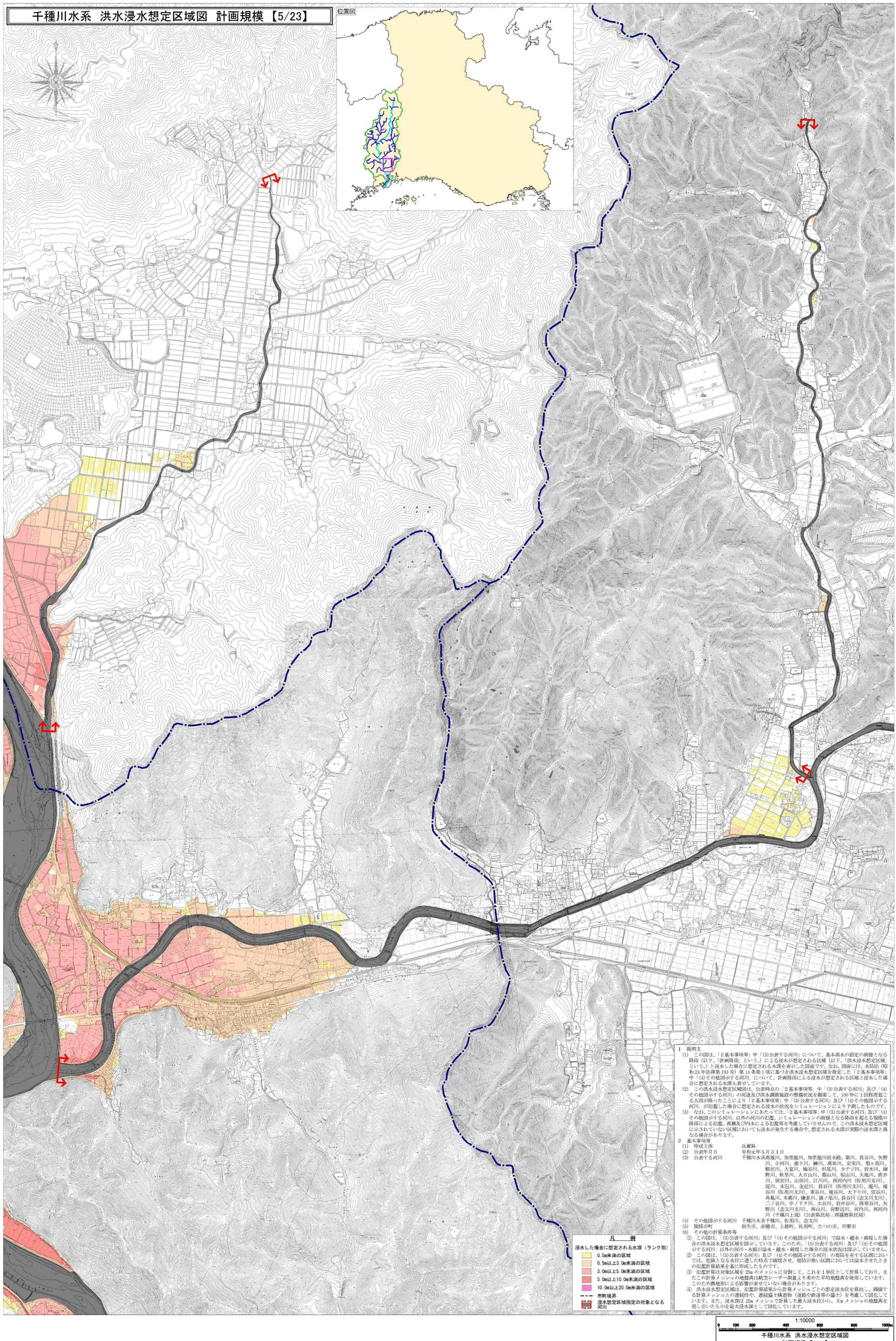


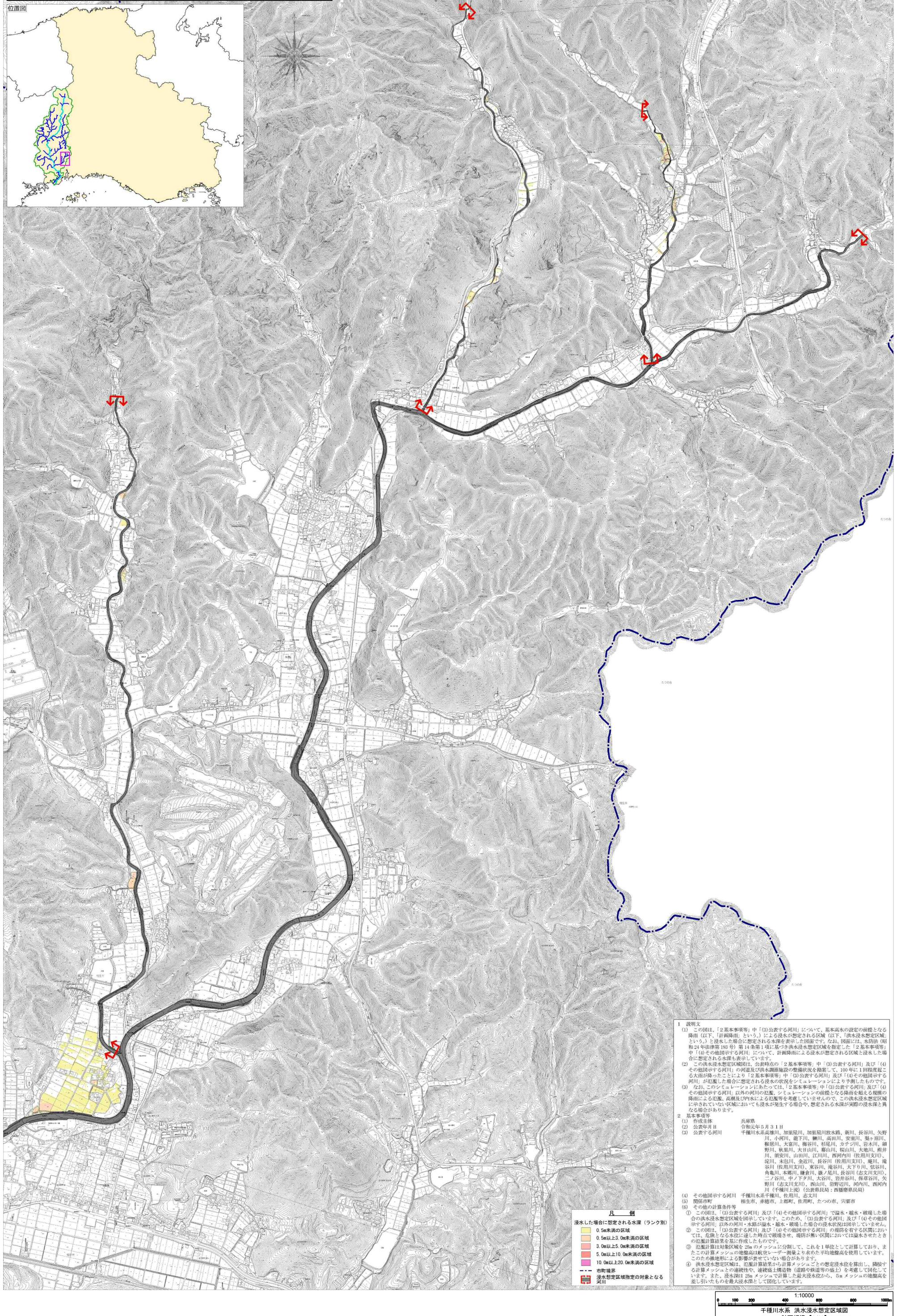
千種川水系 洪水浸水想定区域図 計画規模 [4/23]



千種川水系 洪水浸水想定区域図 計画規模 [5/23]

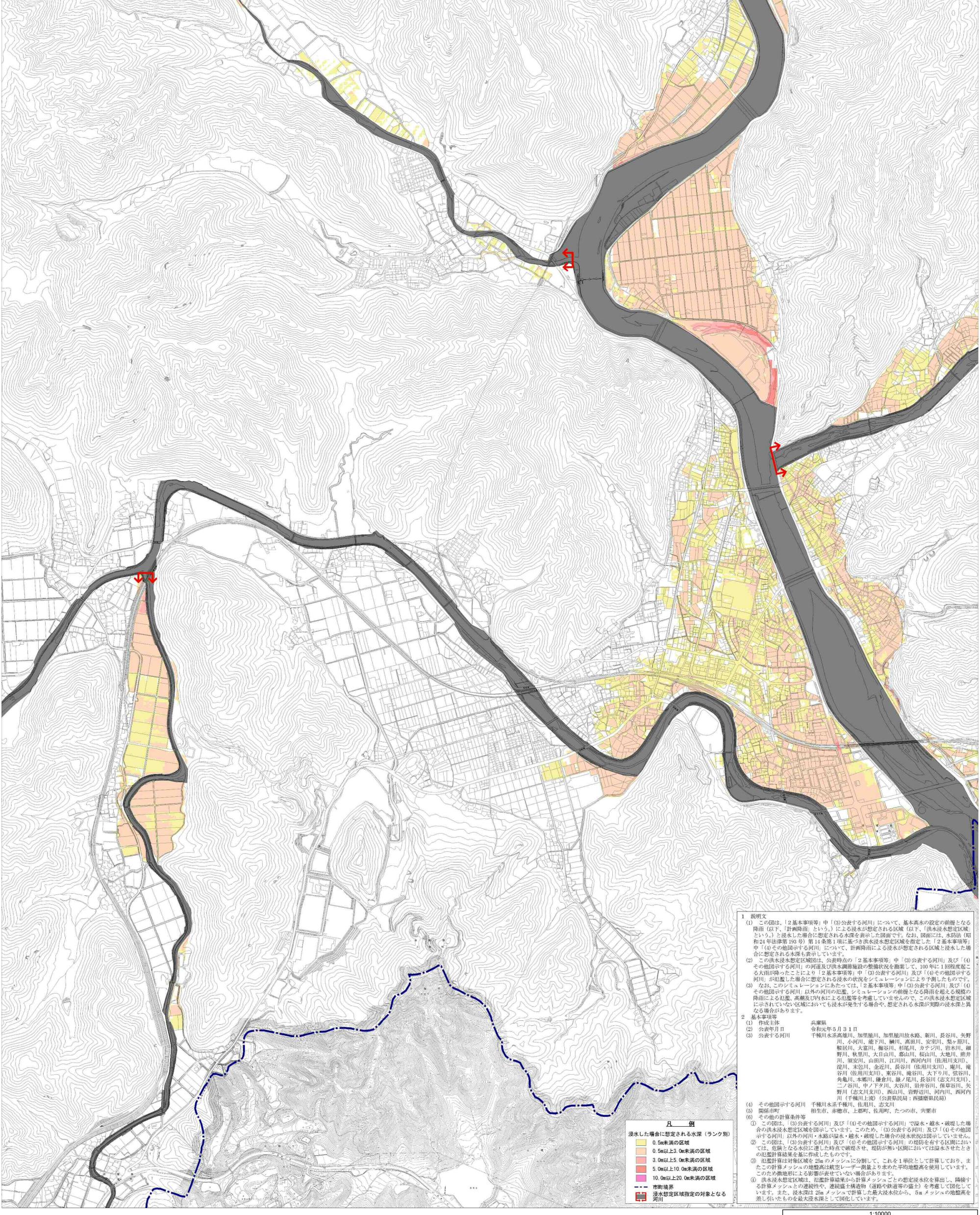
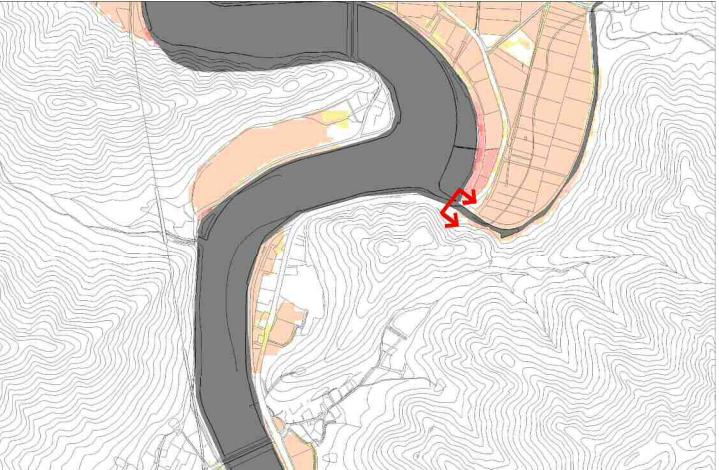
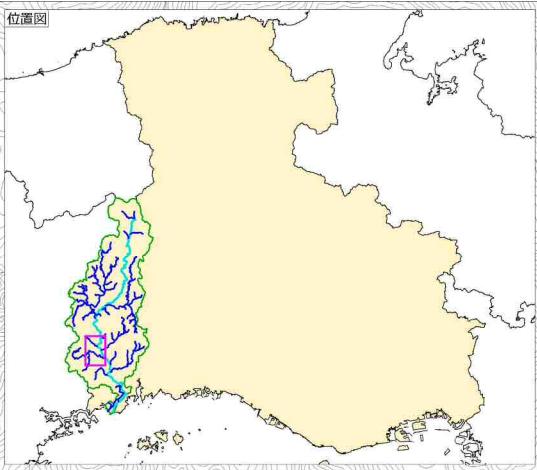


千種川水系 洪水浸水想定区域図 計画規模 【6/23】



千種川水系 洪水浸水想定区域図 計画規模 【7/23】

位置図



1. 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の段定の前提となる降雨(以下、「計画降雨」という。)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と被水した場合に想定される水深を表示した図面(以下、図面)です。なお、図面には、水路法(昭和2年6月1日施行)第2条第1項に規定する河川(以下、「河川」といいます。)に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(4)その他表示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示します。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起る大雨が降った場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) 本図は、洪水浸水想定区域図であっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」以外の河川(以下、「他河川」といいます。)における、河川の河床や河岸等を構成する構造物の開削による氾濫、漏泄及び河川上に築かれた施設等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においては浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

- (1) 作成主体 兵庫県
- (2) 公表年月 日令和元年5月31日
- (3) 公表する河川 千種川水系千種川(佐用川)、志文川

(4) その他表示する河川 小判川、能下川、櫛川、高田川、安室川、梨ヶ原川、細野川、秋里川、大日川、鳩山川、桜山川、大池川、熊井川、須安川、山田川、江川川、西河川(佐用川支川)、淀川、末松川、金近川、長尾川(佐用川支川)、谷川、木戸川、大河川、勢多谷川、大下り川、角龟川、木瀬川、鍬ヶ谷川、櫻川、保谷川、兵野川(志文川支川)、西山川、若狭川、河内川、西阿内川(千種川上流)(公表民局:西播磨民局)

(5) 開削河川 神生川、赤穂市、上郡町、佐用町

(6) 他の河川 葦原川

(4) その他表示する河川 千種川水系千種川(佐用川)、志文川

(5) 開削河川 神生川、赤穂市、上郡町、佐用町

(6) 他の河川 葦原川

(4) その他表示する河川 及び「(4)その他表示する河川」及び「(4)その他表示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤する堤防が無く区間においては溢水したときの氾濫計算結果を示すものではありません。

(5) 本図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他表示する河川」の堤防を有する区域においては、危険となる水位に達した時点で破堤する堤防が無く区間においては溢水したときの氾濫計算結果を示すものではありません。

(6) 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から最もメッシュごとの想定最大水位を算出し、隣接するメッシュとの連続性や、連續土構造物(道や橋脚の盛土)で計算した最大水位から、5m メッシュの地盤高を差引いたものを最大水深として閾値としています。